

株式会社沖縄三越に係る債権の弁済受領完了について

2015年8月28日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者に係る債権の弁済受領を行うこととしましたので、公表します。

これにより、機構が再生支援対象事業者に対して保有する債権は、一切なくなります。

なお、機構が保有する再生支援対象事業者に対する株式は、引き続き、全て保有しております。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社沖縄三越

注：株式会社沖縄三越は、2014年10月1日付で、株式会社リウボウ商事に商号変更しております。

2. 経緯

機構は、2014年8月1日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づき、上記再生支援対象事業者に対する再生支援決定を行い、同年8月29日、法第31条第1項に基づく債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

その後、機構は、スポンサーである株式会社リウボウホールディングスと協力して再生支援対象事業者の事業再生を進め、一定の成果が見られることから、機構が保有する債権について弁済受領することを決定するに至りました。

なお、本決定を受けて、8月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

※公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再生に資するものであると考えられるため公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上